



多治見市では、日曜日・祝日においてもお仕事があり、お子さんの保育が困難なご家庭のために休日保育を実施しています。

実施場所	多治見市 双葉保育園 (多治見市元町 4-10-2 TEL 22-3582)
利用時間	AM7:00～PM7:00 (12/29～1/3は除く)
定員	10名 (申込が定員超過した場合はキャンセル待ちとなります。)
対象者	★市内に住所があり、多治見市内の保育園・認定こども園・小規模保育所に在園しているお子さん ★4月1日現在で1歳以上のお子さん ★保護者(父母ともに)が日曜日・祝日もお仕事で保育が必要なお子さん
利用料	★保育料の階層、お子さんの年齢、利用時間に応じて決定します。 ★市から1か月分をまとめて請求します。 ★毎月10日までに納入してください。 「多治見市休日保育利用料1日あたりの料金」参照

利用のための手続き

1. 登録の申請

就業証明、自営業申立書等の日曜日・祝日において保育が必要である証明が必要です。
申請書と一緒に提出してください。登録結果は市から通知します。

＜提出期限＞ 利用したい月の前月の5日

※6か月間1度も利用がない場合、登録は抹消されます。必要であれば再度登録していただくことになります。

※利用日程がわかっている場合は、利用申請書と一緒に提出していただいても結構です。

2. 利用の申請

1か月単位の申し込みになります。申請結果は市から通知します。

申し込み期間は、利用したい月の前々月の初日から前月の5日までです。

ただし、4月分の申し込み期限は下記のとおりになります。

＜在園の場合＞ 2月1日～3月5日

＜新入園の場合＞ 2月1日～3月末日

※すでに登録済みの方のみ、LoGo フォームによる電子申請も可能です。定員に余裕があれば2週間前まで受け付けることができる場合があります。

※IDについては登録結果通知書とともにお知らせしますので、必ず事前に登録申請が必要です。

持ち物

※必ずご確認ください。※全てのものに記名をお願いします。

- 弁当（スプーン、フォーク、箸など）、コップ付き水筒、3時のおやつ
 - 季節に応じた午睡用布団（年間を通して午睡があります。）
 - パジャマ ●着替え一式 ●カラー帽子
 - 手拭きタオル（掛けられるようにひもをつけたもの）
 - 紙パンツ（7～8枚）、おしりふき
 - 汚れ物入れ用ビニール袋4～5枚（衣服や使用済紙パンツ用）
- 【1、2歳児のみ】
- 口ふきタオル、エプロン各2枚
 - 使用済みの口ふきタオル等を入れるビニール製の袋またはジップロック等

その他

- ・休日保育に関する申請書類は、各園（小規模保育所を除く）および保育幼稚園課にあります。
- ・申請書類の提出先および利用料の納入先
保育園・認定こども園に在籍 → 各園（新入園の方は入園予定の園または保育幼稚園課）
小規模保育所に在籍 → 保育幼稚園課（新入園の方も同様）
- ・当日の検温をお願いします。
- ・原則としてお薬は預かりません。
- ・利用をキャンセルされる場合は1週間前までにお知らせください。
（体調不良による欠席は双葉保育園に直接ご連絡ください。）



留意事項

- ①園児の安全保護の為、休日保育中は施錠しますのでインターホンを鳴らしてください。
- ②休日保育は、利用時間に合わせて、保育士が勤務しています。申請時間内での送迎をお願いします。
- ③都合により利用時間を変更される場合は、事前に連絡をください。
- ④園児の体質（ぜんそく、ひきつけ、食物アレルギー等）に関して双葉保育園または保育幼稚園課より保護者に問い合わせをする場合がありますので、ご了承ください。（気になることがある場合は、あらかじめ園に相談ください。）



多治見市休日保育利用料（日曜日・祝日）1日当たりの料金

区分	3歳未満児		3歳以上児	
	8時間以内	8時間を超え 12時間まで	8時間以内	8時間を超え 12時間まで
・1階層 生活保護世帯	0円			
・2階層 市民税非課税世帯	500円	700円	400円	500円
・3階層 市民税課税世帯 （所得割非課税）	800円	1,000円	600円	800円
・4～10階層 市民税所得割 課税世帯	1,600円	2,000円	1,200円	1,600円

※利用世帯の階層区分は、保育料の算定の際の区分によります。

※実際の利用時間が申請書の時間を上回った場合は、実際の利用時間によります。

休日保育に関するお問い合わせは

多治見市役所 こども健康部 保育幼稚園課

TEL 23-5947（ダイヤルイン）

22-1111（内線2344）